

(3) 汚染土壌撤去に向けた進め方について

1. 今後の流れ

項目	内容	
①調査 ↓	・ 土壌調査 ・ 土壌調査が必要と思われるポイントを抽出し、表層から 30cm 程度までの土壌の深度別 (10cm 毎) 汚染度を調査する。	
②実施設計 ↓	・ 土壌調査の結果を基に、 撤去する土壌の深度を決定し、撤去工法の検討を行う。 ・ 平面測量、横断測量及び詳細設計を実施	・ 土壌汚染対策法に係る手続 (県) ①法第 4 条第 1 項 (一定規模以上の形質変更) に基づき県に届出 ※土壌状況調査結果等も併せて提出 ↓ ②県による審査、指示 (追加調査等) ↓ ③県による「形質変更時要届出区域」の指定 ↓ ④工事計画の県への届出 → 着手
③除去工事	・ 仮設工事 ・ 汚染土壌の撤去・処分	

2. 撤去工法の検討 (案)

前回の検討委員会及び今回の土壌調査の結果を受け、第 2 溶出基準を超える高濃度汚染土壌撤去・場外処分を基本に進める。

(具体的な工法案)

- ・ 第 2 溶出基準を超える表層から 10 cm または 20 cm までの深さを目安に剥ぎ取り、域外搬出・処分を行う。
- ・ 剥ぎ取った下の土壌で環境基準を超える部分 (第 2 溶出基準未満) については、効果や経済性を勘案しながら必要な対策の検討を進める。

【案】

不溶化剤を散布し、鉛のイオン化を防ぐことによる溶出抑制対策を行ったうえで土壌の流出防止のために客土・植生を行う。

※場内土壌 (pH 低・酸性) に適した不溶化剤の検討

キレート剤 (アルカリ性) ・ ・ ・ 一般的な不溶化剤。

即効性あるが酸性土壌には大量に必要。

リン系不溶化剤 (酸性) ・ ・ ・ 土壌の攪拌が必要となり作業コストが増大。



3. 今後の進め方

- ・ 上記の案も含め、より効果的で経済的な撤去工法の検討を進める。
- ・ 並行して、土壌汚染対策法に基づく手続きを進める。

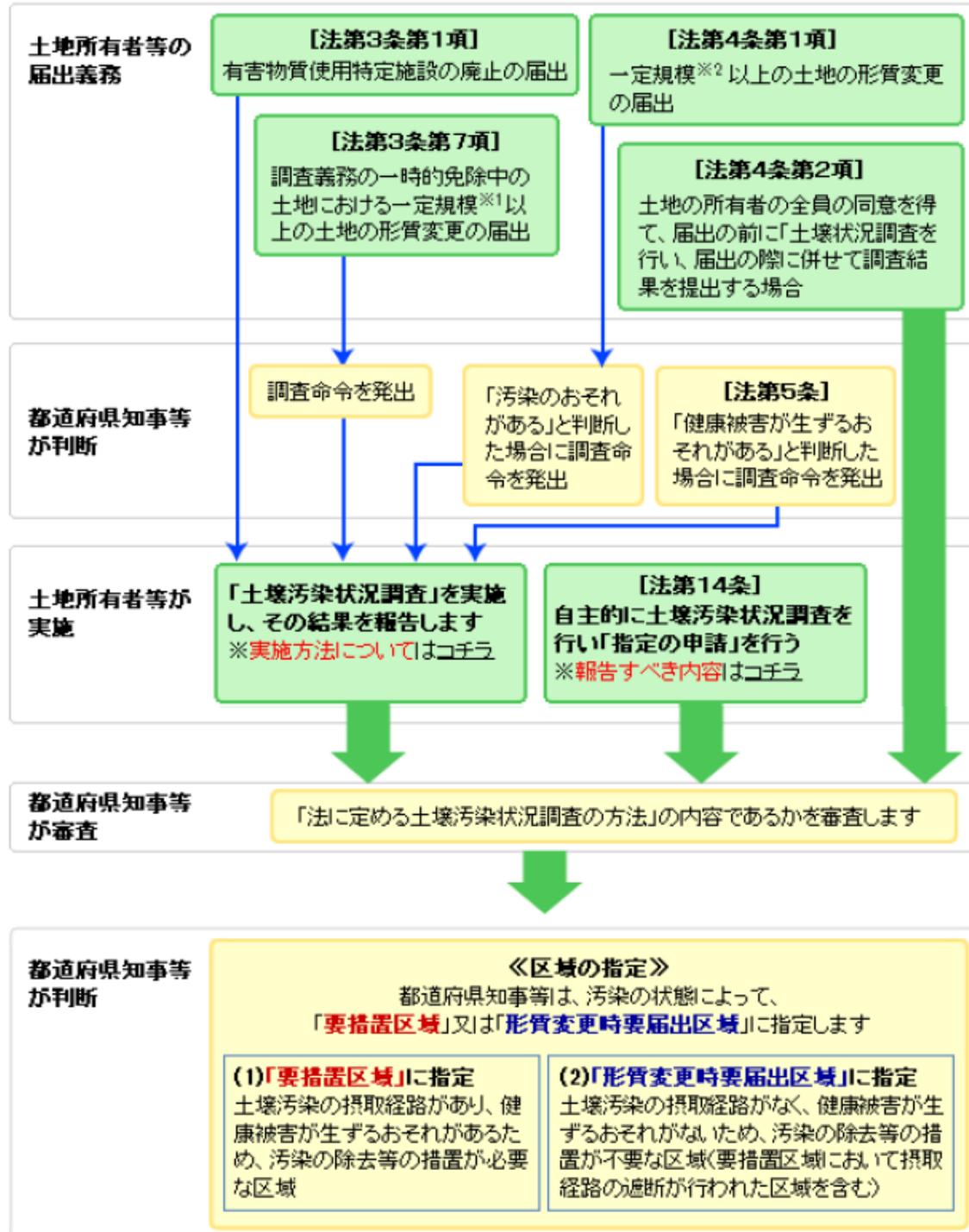


年度内の撤去工法の決定を目指す。(検討委員会の開催)

## 土壤汚染対策法

# 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の流れ

### 土壤汚染状況調査から要措置区域等の指定までの流れ



※1 一定規模の面積は 900㎡ (規則21条の4)

※2 一定規模の面積は 3,000㎡

ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡ (規則22条)